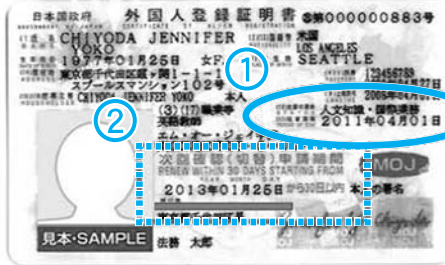


# 外国人登録証明書をお持ちの皆さんへ

～期限までに特別永住者証明書または在留カードへの切り替えが必要です～

外国人登録証明書



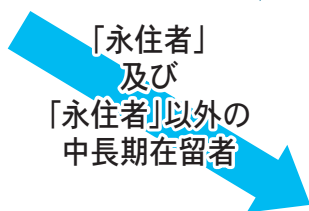
①の在留資格が

「特別永住者」



「永住者」

及び  
「永住者」以外の  
中長期在留者



特別永住者証明書



在留カード



(注1) 在留資格変更許可等を受けている場合、最新の在留資格等は証明書裏面に記載されています。

(注2) 16歳未満の方には、保険証サイズ(A5版厚紙)の二つ折りの外国人登録証明書が交付されています。

※文中の画像は全て入国管理局のホームページより引用しています。

	対象者	切り替え期限
特別永住者	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上	②に記載された誕生日が平成27年(2015年)7月8日まで
		②に記載された誕生日が平成27年(2015年)7月9日以降
	平成24年(2012年)7月9日に16歳未満	②の期日まで
	平成24年(2012年)7月9日に16歳未満	16歳の誕生日まで

	対象者	切り替え期限	
永住者	平成24年(2012年)7月9日に16歳以上	平成27年(2015年)7月8日まで	
	平成24年(2012年)7月9日に16歳未満	平成27年(2015年)7月8日までに16歳の誕生日を迎える方	16歳の誕生日まで
		平成27年(2015年)7月9日以降に16歳の誕生日を迎える方	平成27年(2015年)7月8日まで

	対象者	切り替え期限
「永住者」以外の 中長期在留者	16歳以上	在留期間の満了の日または平成27年(2015年)7月8日のいずれか早い日
		在留期間の満了の日、平成27年(2015年)7月8日、または16歳の誕生日のいずれか早い日
	16歳未満	在留期間の満了の日
		在留期間の満了の日または16歳の誕生日のいずれか早い日

※くわしくは、入国管理局ホームページ(<http://www.immi-moj.go.jp/>)をご覧ください。

<外国語でのお問い合わせ>

外国人在留総合インフォメーションセンター (平日 8:30~17:15)

☎0570-013904 (IP電話、PHS、海外からは ☎03-5796-7112)



入国管理局  
ホームページ

問合せ 町民課 ☎029-288-3111 (内線116)